

債務整理・過払い利息返還

弁護士で「二次被害」

広告禁止を要求 被害者団体

多重債務問題に取り組み「全国クレジット・サラ金問題対策協議会」などの被害者団体が、債務整理をビジネスにする弁護士らが「二次被害」を生んでいるとの批判を強めている。11月29日には弁護士らの「単独の広告の禁止」を求める決議をした。00年に自由化された広告の規制をめぐる論議になりそう

貸金業者が利息制限法を超えていた過払い利息の返還請求は、06年1月の最高裁判決を機に急増。消費者金融專業主要7社の06年4月から09年9月までの利息返還額の合計は約1・4兆円に達し、司法界に「特需」が発生した。しかし、同協議会には「多額の報酬を求められた」「弁護士本人が直接面談しない」「本人

の生活再建の視点が全くない」などの苦情が寄せられている。弁護士らによる所得の申告漏れも発覚している。

決議は「都市圏を中心に弁護士らの債務整理広告が氾濫（はんらん）しており、多重債務者の窮状（きゆうじょう）に付け込んで集客している」と批判。弁護士会などに対し広告を禁じるよう求めた。日本司法書士会連合会も「自らの利益追求のみに走る弁護士や司法書士が一定数存在する」と認め、指針作りに乗り出している。